

令和6年度介護サービス事業者等集団指導

高齢者施設における感染対策について

宮城県塩釜保健所疾病対策班

本日の内容

1 施設で集団発生しやすい感染症と対策

- (1) 塩釜保健所管内の集団発生の状況
- (2) インフルエンザ
- (3) 感染性胃腸炎
- (4) 集団発生時の報告

2 高齢者の結核

- (1) 塩釜保健所管内の結核の状況
- (2) 高齢者結核の特徴
- (3) 施設における対策



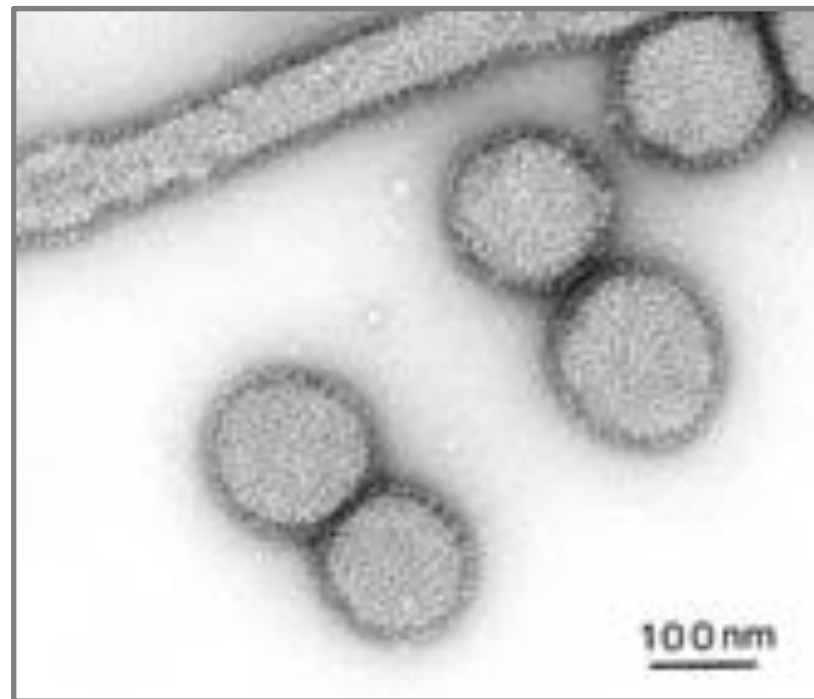
1 施設で集団発生しやすい感染症と対策

(1) 塩釜保健所管内（支所含）の集団発生の状況

	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	計
インフルエンザ	114	109	59	0	0	10	73	364
感染性胃腸炎	5	11	19	7	15	16	11	84
その他	5	4	5	0	26	3	8	51

1 施設で集団発生しやすい感染症と対策

(2) インフルエンザ



インフルエンザウイルスの電子顕微鏡像
(出典;国立感染症研究所)

インフルエンザ (Influenza) とは

インフルエンザウイルスを病原体とする急性の呼吸器感染症で、毎年世界中で流行がみられる。

日本では、毎年冬季を中心に多数の患者発生と高齢者の超過死亡、インフルエンザ脳症に代表される乳幼児における合併症等がみられる。

(国立感染症研究所ホームページより)

症状

- 38度以上の発熱から始まり、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等が現れる。
- 咽頭痛、鼻汁、咳等がみられる場合もある。
- 高齢者や免疫力が低下している人では、細菌性の肺炎を発症し、重症化する場合がある。

☞ 『一般的な風邪』との違いは、

①高い発熱、②全身症状、③重症化しやすいこと。

感染経路

- 感染した人の咳やくしゃみ等のしぶき（飛沫）の中に含まれるウイルスを口や鼻から吸い込むことによって感染。

→ **飛沫感染**



- 患者との接触や患者の排泄物等に触れた後、ウイルスが付着した手で鼻や口に触れることによって、粘膜等を通じてウイルスが体内に入り感染。

→ **接触感染**



感染対策

- 咳エチケット
- 手洗い
- うがい
- 十分な栄養と睡眠（疲労をためない）
- 適度な室内湿度（50～60%を目安に）
- 予防接種（完全な感染予防ではない→重症化予防）



ワクチンの効果が持続する期間は、おおむね5ヶ月間！

高齢者施設における感染対策

- 利用者、面会者、訪問者等への対応
- 施設内の衛生管理
- 職員の健康管理 -感染源にならないために-

利用者、面会者、訪問者等への対応

施設外からインフルエンザウイルスを持ち込ませないことが重要

- 施設に入る前に手洗いや手指消毒をお願いします。
- 咳やくしゃみをしている人にはマスクを着用してもらい、感染が疑われる人や感染した人には訪問を控えてもらう。
- 施設の入り口や窓口等の目に触れやすいところにインフルエンザに関するポスターを掲示する等して、職員、利用者、訪問者に取組の周知を図る。

施設内の衛生管理

- テーブル、手すり、ドアノブ等の頻繁に触る部分をこまめに拭く。
- 床を定期的に清掃する。使用した雑巾やモップを十分洗浄、乾燥させる。
- 床に体液等の目に見える汚れがある時には、手袋を着用して拭いた後、乾燥させる。
- 手洗い場（肘押し式、センサー式、足踏み式の蛇口が望ましい）に使い捨てのペーパータオルを設置し、使用する。

職員の健康管理 —感染源にならないために—

- 食事や排泄の介助、痰の吸引等の処置の際には、使い捨てのマスク、手袋、エプロン、ガウン等を使用する。
- 職員自身が発熱等の症状がある場合には、直ちに職場と相談し、マスクを着用した上で、高齢者との接触を避ける。
- すみやかに帰宅し、必要に応じて医療機関で診察を受ける。
- インフルエンザと診断された場合には、出勤は避け、医師の助言も参考にして職場で決められた日数を休んでから出勤する。
- 施設では、感染した場合の方針を決め、急な休みの職員が出ても対応できるような体制を作っておくことが必要。

1 施設で集団発生しやすい感染症と対策

(3) 感染性胃腸炎



ノロウイルスの電子顕微鏡像
(出典;国立感染症研究所)

感染性胃腸炎 (Infectious gastroenteritis) とは

多種多様な病原体による症候群。嘔吐下痢症ともいわれ、比較的感染力が強い。

細菌性のものでは、腸炎ビブリオ、病原性大腸菌、サルモネラ、カンピロバクタ等がある。

ウイルス性のものでは、SRSV、ロタウイルス、腸管アデノウイルス等がある。

毎年初冬から増加し始め、初夏まで流行が続く。

(国立感染症研究所ホームページより)

症状

- 潜伏期は1～2日。吐き気、嘔吐、腹痛、下痢、発熱等が現れる。
- 症状が消失した場合でも、感染後1週間程度は便の中にウイルスが排出される。
- 通常1～2日で回復するが、乳幼児では脱水、高齢者では食欲不振、嘔吐物による窒息に留意が必要。

感染経路



- ウイルス等によって汚染された食品を食べる。
- 調理した人（手指）によって汚染された食品を食べる。
- 感染した人の嘔吐物や便に直接（または間接）接触する。

→ ほとんどが、手指や食品等を介した **経口感染**



感染対策



① 手洗い

- トイレの後、嘔吐物や便の処理後、食事や調理の前等の手洗いを徹底する。
- 拭き取りには、使い捨てのペーパータオルまたは個人用タオルを使用する。

② 食事・調理

- 感染した人は調理を控える。
- 使用した調理器具をよく洗い、塩素系漂白剤または熱湯で消毒（85度で1分上）する。
- 生ものや二枚貝等の食品は中心部まで十分加熱（中心温度85度で1分間以上）する。

感染対策

③ 入浴等

- ・ 下痢症状がある人は最後に入浴する。湯につかる前におしりをよく洗う。
- ・ 浴槽の湯は毎日交換し、床、浴槽、洗面器、いす等を清潔に清掃する。
- ・ 個人用タオルを使用する。

④ 嘔吐物や便の適切処理

- ・ 使い捨ての感染防護具を使用し、適切に処理する。
- ・ 処理後は、十分に手を洗い、感染を拡げないようにする。
- ・ トイレ等の環境消毒を行う場合は、「頻繁に触る部分」の汚れを十分拭き取る。

(ドアノブ、レバー、ペーパーホルダー等を忘れずに！)



嘔吐物処理のポイント



- 嘔吐物は**半径2m**まで、飛沫は**床上1.6m**まで、飛散するため、**広範囲の環境消毒が必要**。
- 拭き取りは、**膝をつかず**に行う。
- 次亜塩素酸ナトリウム溶液は、作り置きせず、**当日中に使い切って廃棄**する。

嘔吐物処理の実際について

- 1 物品の準備
- 2 嘔吐を発見したら、まず行うこと
- 3 感染防護具の着衣
- 4 嘔吐物処理
- 5 環境消毒
- 6 感染防護具の脱衣



➡ 「塩釜保健所疾病対策班 感染性胃腸炎を予防しよう」で検索

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sd-hohuku/noroichouen.html>

1 施設で集団発生しやすい感染症と対策

(4) 集団発生時の報告

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日厚生労働省健康局長等通知)

<p>健康第0222002号 児童第0222001号 児童第0222001号 社健第0222002号 老安第0222001号 平成17年2月22日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 保健所長 特別区区长</p> <p>厚生労働省健康局長</p> <p>厚生労働省医薬食品局長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>厚生労働省老健局長</p> <p>社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について</p>	<p>広島県福山市の特別養護老人ホームで発生したノロウイルスの集団感染を受けて、「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について」(平成17年1月10日老安第010001号)等の中で、速やかな市町村保健福祉部への連絡等の徹底をお願いしたところであるが、高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等(その範囲は別紙のとおり、以下「社会福祉施設等」という。)においては、感染症等の発生時に係る迅速な対応が特に求められる。</p> <p>今後、下記により、社会福祉施設等において発生等の発生を認めるとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に對して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。</p> <p>なお、本件に関しては、通って各社会福祉施設等に係る運営基準等を改正する予定であることを申し添える。また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と厚生労働省が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしくお願いする。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none">1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整え、施設長は必要な指示を行うこと。2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において適切な対応を行わなければならないこと。 また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれに伴った措置等を記録すること。4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者の人数、
--	---

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日厚生労働省健康局長等通知）

（略）今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

記

- 1 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えらるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。

感染症集団発生時の報告基準（随時報告）

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

感染症集団発生の報告方法（電子申請）



https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/index.html

Google 提供

検索

検索の仕方

目的

分類

組織

事業者

重要なお知らせ

> 重要なお知らせ一覧 > 重要なお知らせRSS

- 新型コロナウイルスワクチン接種
- 新型コロナウイルス感染症対策サイト
- 新型コロナウイルス感染症事業者支援パッケージについて
- 斜面や溪流の異常や、土砂災害の発生が確認された場合にはご連絡ください
- 令和4年3月16日福島県沖地震関連情報



組織から探す

総務部	復興・危機管理部	企画部	環境生活部	保健福祉部	経済商工観光部	大河原地方振興事務所	仙台地方振興事務所	北部地方振興事務所
▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
北部地方振興事務所栗原地域事務所	東部地方振興事務所登米地域事務所	東部地方振興事務所	気仙沼地方振興事務所	農政部	水産林政部	土木部	出納局	企業局
▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
教育委員会	選挙管理委員会事務局	人事委員会	監査委員事務局	労働委員会	収用委員会事務局	宮城海区漁業調整委員会事務局	内水面漁場管理委員会事務局	宮城県議会
▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼

総務部

- 秘書課

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/index.html#soshiki_5

- 人事課

- 行政管理室

保健福祉部

- 保健福祉総務課
- 県立病院再編室
- 健康推進課
- 子ども・家庭支援課
- 薬務課
- 社会福祉課
- 医療人材対策室
- 疾病・感染症対策課
- 障害福祉課
- 国保医療課
- 医療政策課
- 長寿社会政策課
- 子育て社会推進課
- 精神保健推進室

地方機関

- 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）
- 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
- 仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所（塩釜保健所岩沼支所）
- 仙台保健福祉事務所黒川支所（塩釜保健所黒川支所）
- 北部保健福祉事務所（大崎保健所）
- 北部保健福祉事務所栗原地域事務所（大崎保健所栗原支所）
- 東部保健福祉事務所登米地域事務所（石巻保健所登米支所）
- 東部保健福祉事務所（石巻保健所）
- 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）
- 子ども総合センター
- 中央児童相談所
- 中央児童相談所黒川支所
- 北部児童相談所
- 東部児童相談所
- 東部児童相談所気仙沼支所



感染症対策
第1班のページ

- インフルエンザに関する情報
- 結核に関する情報
- 性感染症に関する情報
- ウイルス性肝炎に関する情報
- ハンセン病に関する情報
- その他感染症に関する情報



感染症対策
第2班のページ

- 新型コロナウイルス感染症に関する情報
- 予防接種に関する情報

(3) 感染症に関する届出基準・届出様式について

詳しくは、[こちらの様式一覧](#)をご覧ください。

感染症集団発生事例報告（随時報告）については、以下のページをご覧ください。

感染症が集団発生した場合の報告について

[▲目次に戻る](#)

(4) 感染症の予防のための施策の実施に関する計画（宮城県感染症予防計画）について

詳しくは、[宮城県感染症予防計画のページ](#)をご覧ください

[▲目次に戻る](#)

(5) 麻しんについて

感染症が集団発生した場合の報告について

目次

1.各保健所への報告

2.高齢者・障害者入所施設、医療機関向け調査様式

3.各種感染症に関する基本的な情報

- ・新型コロナウイルス感染症関係資料
- ・季節性インフルエンザ関係資料
- ・感染性胃腸炎関係資料
- ・新型コロナウイルス感染症に関する宮城県からのお知らせ・支援について

1.各保健所への報告

仙台市の施設はこちら（仙台市HPへリンク）

↓仙台市以外の施設は下記該当保健所をクリック↓

仙南保健所

白石/角田/蔵王
七ヶ宿/村田/大河原
柴田/川崎/丸森

塩釜保健所

塩釜/多賀城/松島
七ヶ浜/利府

塩釜保健所
岩沼支所

名取/岩沼
亘理/山元

塩釜保健所
黒川支所

大崎保健所

大崎保健所
栗原支所

重要なお知らせ

- ▶ 新型コロナウイルスワクチン接種
- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策サイト
- ▶ 新型コロナウイルス感染症事業者支援パッケージについて
- ▶ 斜面や浸流の異常や、土砂災害の発生が確認された場合にはご連絡ください
- ▶ 令和4年3月16日福島県沖地震関連情報
- ▶ 【偽サイトにご注意ください】宮城県公式ウェブサイトの偽サイト
- ▶ 【注意喚起】蔵王御釜には絶対に立ち入らないようお願いいたします。
- ▶ 豚熱（CSF）の防疫措置の進捗状況について（県内2例目第3報）
- ▶ みやぎ飲食店コロナ対策認証制度

重要なお知らせ一覧 >

こちらのページも読まれています

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策サイト
- ▶ 疾病・感染症対策課
- ▶ 検索結果
- ▶ 陽性になった場合の対応
- ▶ 感染症集団発生等報告

感染症集団発生時の対応手順



社会施設等
感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等の報告

血液、便、吐物等の検体の確保



電子申請

保健所
感染症法に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法に基づく調査・指導

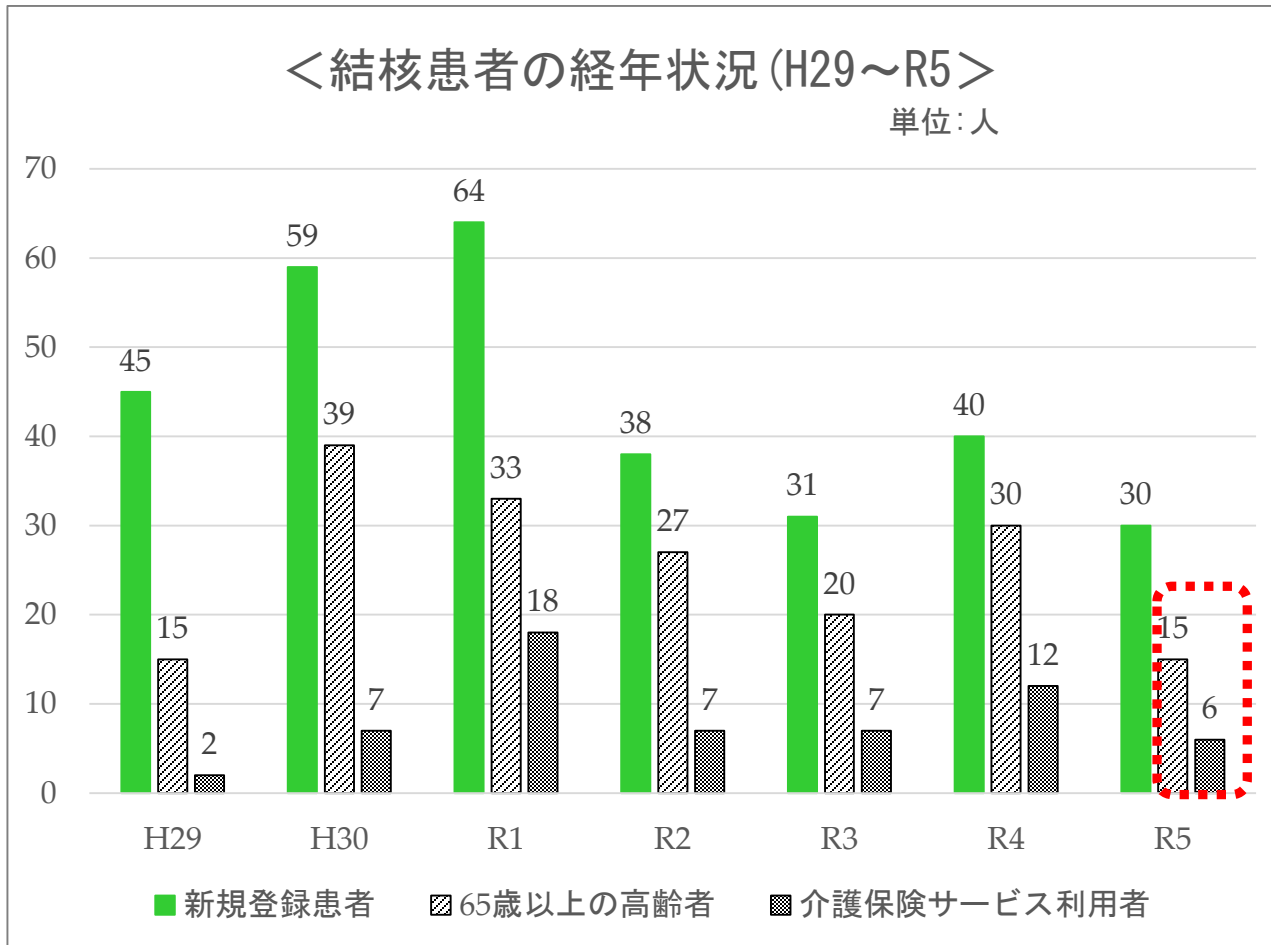
調査・指導



☞ 電子申請は、宮城県のホームページ
(https://www.pref.miyagi.jp//soshiki/situkan/syuudan_kansen.html)
からお願いします。

2 高齢者の結核

(1) 塩釜保健所管内（支所含）の結核の状況



病名	人数	令和5年度 新規登録患者数
肺結核	18	30
潜在性結核感染症	12	

「発見の遅れ」が
原因とみられる
重症高齢者の届出が多い

結核とは

結核菌を吸い込むことによって**感染**し、身体の抵抗力（免疫）が弱い時などに、菌が増えて**発病**する慢性感染症。

結核菌に**感染**した状態とは、結核菌が身体の中に入り、それに対する身体の反応が起こっていることであり、身体の状態は正常で、他の人に感染させる危険はない。

結核菌に感染後、発病する方は感染者の約1～2割。

主な症状は、咳、痰、微熱（37.5℃未満）、体重減少、倦怠感など

(2) 高齢者結核の特徴 (症状)

- 活気がなく、ぐったりしていることが増えた。
- 日中寝ていることが多くなった。
- 睡眠中に汗をかきやすくなった (寝汗の増加)。
- 食欲がなくなってきた。
- 体重が徐々に減ってきた。
- 夜間、眠れないことが増えてきた。
- 微熱が続いている。

(3)高齡者施設にお願いしたいこと

- 日頃の丁寧な健康観察

高齡者は、呼吸器症状が明確にあらわれない、自ら訴えられないことがある
症状以外にも、表情、全身状態、食事量等の「変化」や「経過」の把握が大事

- 結核患者が発生した場合の調査等への協力

患者の接触者リストの作成・提出
接触者健診の説明・通知、健診の実施等

- 確実な服薬管理

高齡者は、薬の自己管理が難しい、他疾患の治療薬の影響にも配慮する必要がある(副作用の早期発見、服薬以外のフォロー方法の検討)

- 介護者の感染予防

職員はN95マスクを着用して対応する
結核が疑われた場合、診断確定までサービス利用を控えてもらう場合がある



感染症についてお困りの時はご相談ください

塩釜保健所では、感染症発生時の対応だけでなく、出前講座等をとおしてさまざまな感染症に関する啓発活動に取り組んでいます。

宮城県塩釜保健所 疾病対策班

TEL 022-363-5504

FAX 022-362-6161



その他 連絡事項 ホームページ掲載のみの資料

- ・感染マニュアル
- ・介護給付費等の請求事務について
- ・処遇改善加算について
- ・宮城県福祉サービス第三者評価制度
- ・令和6年10月貸与分から適用される福祉用具の
全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表に
ついて
については、内容を御確認ください

集団指導の受講報告は、集団指導資料と動画を施設・事業所内で確認及び周知のうえ、下記受付フォーム(みやぎ電子申請サービス)から受講報告をお願いします。

報告締切:令和6年8月31日

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?acs=r06zyukouhoukoku>

集団指導の内容に関する御質問については電子メールで、下記アドレスをお願いします。

仙台保健福祉事務所高齢者支援班

sdhwfzko@pref.miyagi.lg.jp

キーワード ^{その他} 連絡事項

キーワード

よろこび

新型コロナウイルスの感染に注意しつつ、介護従事者の皆さまが、高い使命感をもって懸命に業務にあたっていたいただいておりますことに、感謝申し上げます。これからも利用者の皆さんが喜びを感じるサービスをお届けください。

電子申請で受講報告を行う場合は、このキーワードを記載してください。